資料１

厚生労働省発健生１１１１第３号
令　和　８　年　１１　月　１１　日

食品安全委員会
　委員長　　祖父江友孝　殿

厚生労働大臣　　上野賢一郎
（　公　印　省　略　）

食品安全基本法第 11 条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条第１項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときには貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、食品衛生法第 51 条第１項の規定に基づき、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 の基準を別紙のとおり改正する場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。



別紙

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十七（第六十六条の二第一項関係） 一～八　（略） 九　情報の提供 イ　（略） ロ　営業者は、製品に係る健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。ハからホまでにおいて同じ。）に関する情報及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。 ハ　（略） ニ　営業者（健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得たサプリメント食品※が特定保健用食品又は機能性表示食品である場合にあつては、当該サプリメント食品※に係る第六十六条の二第五項各号に掲げる者を除く。ホにおいて同じ。）は、サプリメント食品※（指定成分等含有食品を除く。ホにおいて同じ。）に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、ロの規定にかかわらず、当該情報を都道府県知事等に速やかに提供すること。 ホ　営業者は、ニの規定にかかわらず、サプリメント食品※に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報の提供を、当該サプリメント食品※の表示内容に責任を有する者を通じて行うことができること。 ヘ　（略） 十～十四　（略）	別表第十七（第六十六条の二第一項関係） 一～八　（略） 九　情報の提供 イ　（略） ロ　営業者は、製品に係る健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。ハにおいて同じ。）に関する情報及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。 ハ　（略） （新設） （新設） 三　（略） 十～十四　（略）

※　「サプリメント食品」については、消費者庁より諮問中の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）における規定内容を反映予定。